第二十六条の四第十二項中「規定する」の下に「居住用家屋の分譲を行う政令で定める者は、日本勤労者住宅協会とし、同号に規定する」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第十三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十四項第二号中「第九項第三号」を「第十項第三号」に改め、同項第三号中「第九項第四号」を「第十項第四号」に改め、同項第四号イ及び同条第十五項第一号中「てん補する」を「塡補する」に、「てん補に」を「塡補に」に改め、同条第十六項第二号中「第九項第三号」を「第十項第三号」に改め、同項第三号中「第九項第四号」を「第十項第四号」に改め、同項第四号イ中「てん補する」を「塡補する」に、「てん補に」を「塡補に」に改め、同条第十七項中「第九項第三号」を「第十項第三号」に改め、同条第十九項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第二十項第一号中「要した」の下に「同項に規定する」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「工事」を「特定工事」に改め、同条第二十一項第一号中「第二十六条第二十五項第一号」を「第二十六条第二十六項第一号」に改め、同条第二十二項第一号イ中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十五項中「第二十六条第八項第六号」を「第二十六条第九項第六号」に、「次条第十項第四号」を「次条第十一項第四号」に改め、同条第二十七項中「第三項、第七項」を「第四項、第八項」に改める。

第二十六条の八第三項中「事務所、事業所その他これらに準ずるもの」を「事務所等」に改める。

第二十六条の十一第一項中「同条第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項」を「同条第九項」に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の十六第一号中「で同項第一号から第八号までに掲げるもの」を「に該当する国債」に、「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に改める。

第二十六条の十八第九項中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「（同条第十二項」を「（同条第十四項」に、「第五条の二第十二項」を「第五条の二第十四項」に改める。

第二十六条の十八の二第二項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に、「第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項」を「第四十一条の十二第九項」に、「該当するもの」を「該当する国債」に改める。

第二十六条の二十一中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第二十六条の二十三第二項中「金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。）のうち」を削り、同条第五項の表第百二十一条第一項の項中「第百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条並びに第二百三十二条の項中「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六条の二十六第九項中「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十六条の二十八を第二十六条の二十七の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第二十六条の二十八　法第四十一条の十八の二第二項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号（法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条の十第六項第五号（法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。

2　法第四十一条の十八の二第二項の規定による控除をすべき金額は、同項に規定するその年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から控除する。

第二十六条の二十八の二を次のように改める。

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第二十六条の二十八の二　法第四十一条の十八の三第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一　法第四十一条の十八の三第一項第一号に掲げる法人　次に掲げる要件

イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　実績判定期間における経常収入金額（(i)に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうちに寄附金収入金額（(ii)に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の占める割合が五分の一以上であること（財務省令で定める要件を満たす法人にあつては、実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額及び(iii)に掲げる金額の合計額の占める割合が五分の一以上であること。）。

(i)　総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。(i)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額

(ii)　受け入れた寄附金の額の総額から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち財務省令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(iii)　実績判定期間内の日を含む各事業年度における社員から受け入れた会費の額に当該法人の当該各事業年度の公益目的事業比率（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十五条に規定する公益目的事業比率をいう。）を乗じて計算した金額のうち寄附金収入金額に達するまでの金額

(2)　実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数（当該各事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者とを一人とみなした数。以下この項において同じ。）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ　次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1)　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第四項に規定する財産目録等

(2)　役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

(3)　寄附金に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類

(4)　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ハ　財務省令で定めるところにより、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）を作成し、これを保存していること。

二　法第四十一条の十八の三第一項第二号に掲げる法人　次に掲げる要件

イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額（学校の入学に関する寄附金の額を除く。）の占める割合が五分の一以上であること。

(2)　実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ　次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1)　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条第一項に規定する寄附行為、同法第三十五条第一項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第四十七条第二項に規定する財産目録等

(2)　前号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ　前号ハに掲げる要件